

加入者の皆さんへ

令和6年10月に

資格情報のお知らせ

を送付いたします

健康保険証の廃止に伴い、令和6年10月下旬に健保組合からお勤め先の事業所を通し、全加入者（被保険者・被扶養者）に「資格情報のお知らせ」を送付いたします。

資格情報のお知らせとは？

マイナンバーカードには、従来の保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されていません。このため、保険証廃止後の給付金申請にご活用いただくことなどを目的に、国の方針により全加入者に対して封書により個人単位で発行されます。

※ 被扶養者についても個人毎に封書で発行されます。

① マイナンバー下4桁が記載されています

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しておりますので、今一度ご確認ください。

※未記載の場合はマイナンバーが未届くなっていますので、お勤め先に至急届出をしてください。

② 「資格情報のお知らせ」になります

令和6年12月2日から以下の場合に使用できますので、点線で切り取って大切に保管してください。

●給付金等の申請に！

健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を確認することができます。

●医療機関等の受診時に！

オンライン資格確認システムを導入していない医療機関や健診機関等でも、マイナ保険証と合わせて提示することで受診ができます。

「資格情報のお知らせ」イメージ（A4サイズ）

（整理番号）XXXX-XXX
（種別）ご本人（被保険者）様／ご家族（被扶養者）様

様式2
(一部不一致)

（保険者名）
（保険者番号）

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年10月〇日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (校番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
保険者名	○○		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナーポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

- マイナーポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりでござります（下4桁のみ表示）。

表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

① *** * 6825

資格情報のお知らせ
令和〇年〇月〇日発行
(保険者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (校番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 3割
右を切り取ってご利用いただけます
(このお知らせのみでは受診できません)

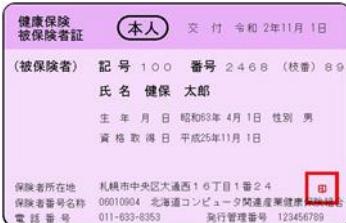
②

資格情報のお知らせ
令和〇年〇月〇日発行
(保険者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (校番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 3割
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

現行の保険証は廃止されます

令和6年12月2日より、健康保険証の新規発行が廃止（滅失や氏名変更による再交付もできません）となり、マイナ保険証（保険証を利用登録したマイナンバーカード）による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。



POINT

・現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

マイナ保険証による受診には、健保組合へのマイナンバーの届出がとても重要です！

入社またはご家族を扶養を入れる際は、必ず事業主へマイナンバーを届出しましょう！